

保護者の皆様

子ども家庭部保育課長

コロナ禍における子供園利用に際してのお願い（令和4年7月26日）

日頃より杉並区の保育行政にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和4年7月25日付で東京都より「オミクロン株の特徴を踏まえた今後の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」が発出され、(1)濃厚接触者の待機期間等の変更、(2)保育所等における濃厚接触者の特定・行動制限方法の変更 が示されました。

これに伴い、今後の保育施設・幼稚園・子供園における疫学調査の実施方法、及び園関係者が濃厚接触者となった場合等の登園停止についての取り扱いを、以下の通りといたしますので、保護者の皆様におかれましては、内容をご確認いただき、安全な子供園生活を送られるよう引き続きご協力をお願いいたします。

1 保健所による疫学調査（濃厚接触者の特定）が行われなくなることについて

都の通知に従い、令和4年7月26日より、園関係者（職員及び園児）で陽性者が発生した場合の保育施設等への疫学調査（濃厚接触者の特定）は行いません。このため、園内の陽性者発生に伴い濃厚接触者に特定されることによる登園停止措置もなくなります。ただし、以下の点にご留意・ご協力をお願いします。

- (1) 家庭内で同居家族が陽性となった場合等に、お子様が濃厚接触者となる場合があります。この場合は引き続き健康観察期間中の登園停止をお願いいたします。
- (2) 園内での教育・保育の状況等により、園が「濃厚接触が疑われる方」を特定し、濃厚接触者に適用される健康観察期間について、登園の自粛をお願いする場合があります。
 - ①マスク未着用で、②継続して15分以上、③1メートル以内で陽性者と過ごした場合等がこれに該当します。

この場合は、園内における感染拡大予防のため、可能な限りのご協力をお願いいたします。なおこれに応じてお休みいただいた期間については、濃厚接触者に特定された場合と同様に、出席停止扱いとなり、給食費は日割り計算をいたします。

2 登園に当たって （7月20日付のお知らせと変更ありません。）**【お子様について】**

- ・ 体調管理のため、毎朝の検温をお願いします。
- ・ 発熱や咳等の症状がある場合は、登園を控え自宅で休養を取り、体調が回復してから登園してください。解熱後の登園については、園ともご相談の上、ご判断ください。
- ・ お子様の体調に変化がある場合は、健康観察表に記載するだけでなく、必ず口頭で職員にお伝えください。
- ・ お子様がPCR検査の対象になった場合は、速やかに園へお知らせいただき、検査結果が分かった場合もお伝えください。

【保護者様について】

- ・ お子様と同様に毎日の体調管理（検温等）をお願いします。
- ・ 送迎の際には、必ずマスクを着用し、施設内に入る時は玄関等に置いてある消毒用アルコール等で手指の消毒を行ってください。
- ・ 発熱や咳等の症状がある方、職場等で濃厚接触者に特定された方は、送迎を行わないでください。濃厚接触者となった場合は、PCR検査の結果が「陰性」であっても健康観察期間中の送迎はお控えください。
- ・ 感染が地域に蔓延しており、感染の心配から欠席される場合は、園長にご相談ください。（出席停止扱いとなった場合の給食費は日割り計算をいたします）

（裏面もご覧ください）

3 感染が判明した場合

- ・ 保護者（同居家族）やお子様「陽性」となった場合は、至急園へご連絡をお願いします。
- ・ 濃厚接触者に特定された方については、これまで原則7日間の健康観察・行動制限が実施されておりましたが、これが原則「5日間」、最短で「3日間」となります。

○濃厚接触者の行動制限について

陽性者と最後に接触した日の翌日を1日目として5日間の健康観察・行動制限（6日目解除）

○抗原定性検査キットを用いた検査による「さらなる短縮」について

陽性者と最後に接触した日の翌日を1日目として2日目及び3日目に実施した抗原定性検査キットによる陰性結果をもって、3日目に待機解除が可能

ただし、上記（6日目解除/3日目解除）のいずれにおいても、7日間が経過するまでは、マスクの着用や食事中の黙食などの感染予防対策を必要とします。このことから、園児については、教育・保育時間を通して正しくマスク着用や黙食等の感染予防対策が行われることが、上記の短縮の条件となります。お子様自身で感染予防対策を行うことが難しい場合は、「7日間」の登園停止となります。またこれらは園が「濃厚接触が疑われる方」とし、登園自粛をお願いした方にも適用されます。

4 保護者宛ての陽性者発生のお知らせについて

園児や職員に感染が判明した場合、園から在園児の保護者宛にお知らせしておりますが、今後は原則として在籍（担当）クラスについても併せてお知らせいたします。これは疫学調査が行われない条件下で、お子様を登園させるか否かを保護者様ご自身でご判断いただかなければならず、それに資する判断材料をお示しするためです。なお、個人の詮索や責任追及はくれぐれもお控えいただき、園児・職員を問わず陽性となられた方への最大限のご配慮について、ご理解・ご協力をいただけるよう重ねてお願い申し上げます。

5 むすびに

子供園は、幼児教育の保障の観点から、また長時間保育については、就労との理由により保育を必要とする方に必要な保育を提供する施設であることから、コロナ禍においても原則として開所を継続しています。

毎日の教育・保育活動を実践しながら引き続き感染症対策を行い、園児と職員の体調管理の徹底に努めています。これまで同様、子供園の運営にご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。